



●ごあいさつ

平素は、東山口信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
この度、地域の皆さま方に当金庫へのご理解を深めていただくため、「DISCLOSURE2021/09とうしんの現況」を作成いたしましたので、ご高覧ください。

これからも、「Face to Face」を基本とした営業体制を推進し、地域の課題解決により、地域社会の成長に貢献することで、「地域社会において信頼され、必要とされる金融機関でありつづけること」を目指してまいりますので、尚一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

理事長 松原 正雄

●預金・貸出金の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年9月末	2021年3月末	2021年9月末
預 金	222,136	221,812	226,499
貸 出 金	94,686	96,041	96,267

2021年9月末の預金残高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による自粛活動の長期化から個人消費活動が抑えられたことで、対期首比で4,687百万円増加しました。また、貸出金残高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた事業者様等に対して継続した資金繰り支援活動に取り組み、対期首比で226百万円の増加となりました。

●貸出金の内訳（業種別貸出残高状況）

(単位：百万円)

業種区分	2020年9月末	2021年3月末	2021年9月末
製 造 業	5,196	5,198	5,124
農 業、 林 業	57	69	73
漁 業	11	40	39
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	37	35	108
建 設 業	8,194	8,687	8,373
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	975	1,529	1,546
情 報 通 信 業	167	163	152
運 輸 業、 郵 便 業	3,427	2,611	2,772
卸 売 業、 小 売 業	7,180	7,299	7,205
金 融 業、 保 険 業	10,961	10,963	11,459
不 動 産 業	8,955	8,830	8,783
物 品 賃 貸 業	260	249	235
学 術 研 究、 専 門、 技 術 サ ー ビ ス 業	566	618	604
宿 泊 業	199	188	185
飲 食 業	2,108	2,200	2,187
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	1,825	1,876	1,945
教 育、 学 習 支 援 業	892	947	929
医 療、 福 祉 業	3,312	3,458	3,567
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2,526	2,673	2,673
地 方 公 共 団 体	8,808	9,116	9,074
個 人	29,019	29,282	29,226
合 計	94,686	96,041	96,267

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年9月末	2021年3月末	2021年9月末
業 務 純 益	228	314	253
実 質 業 務 純 益	228	314	228
コ ア 業 務 純 益	123	193	126
コ ア 業 務 純 益 (投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く)	80	152	79
経 常 利 益	246	373	231
当 期 純 利 益	223	264	186

- (注) 1. 業務利益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●単体自己資本比率（国内基準）

1. 自己資本の構成に関する主な事項

(単位：百万円)

	2021年3月末	2021年9月末
コ A 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額	9,321	9,478
コ A 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額	103	114
自 己 資 本 の 額	9,217	9,364
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 合 計 額	87,470	86,154
自 己 資 本 比 率	10.53%	10.86%

(注) 当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する主な事項

(単位：百万円)

	2021年3月末		2021年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスクに対する 所要自己資本の額	82,808	3,312	81,492	3,259
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	4,661	186	4,661	186
単体総所要自己資本額	87,470	3,498	86,154	3,446

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

● 有価証券時価情報

1. 満期保有目的の債券

該当ございません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2021年3月期			2021年9月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	37,265	36,547	718	38,095	37,452	643
	国債	2,796	2,625	170	3,457	3,323	134
	地方債	11,865	11,681	183	10,958	10,803	154
	社債	22,604	22,239	364	23,680	23,324	355
	その他	15,092	14,457	635	16,336	15,638	697
	小計	52,358	51,004	1,354	54,432	53,090	1,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	37	37	—	—	—	—
	債券	9,034	9,121	△86	6,164	6,203	△39
	国債	1,983	2,004	△21	1,496	1,500	△3
	地方債	905	910	△5	885	887	△2
	社債	6,146	6,206	△59	3,782	3,815	△33
	その他	10,022	10,302	△279	8,834	9,101	△266
	小計	19,094	19,460	△366	14,998	15,304	△306
	合計	71,453	70,464	988	69,431	68,395	1,035

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2021年3月期	2021年9月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	55	55
組合出資金	43	41
私募投資信託 (REIT)	2,467	2,363
合計	2,566	2,461

● 金融再生法ベースの債務者区分による開示

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
	2021年9月	850	850	619	230	100.00	100.00
危険債権	2021年3月	1,354	1,175	717	458	86.77	71.89
	2021年9月	1,323	1,180	706	474	89.19	76.83
要管理債権	2021年3月	648	188	101	86	29.08	15.85
	2021年9月	629	164	86	77	26.12	14.32
小計	2021年3月	2,817	2,178	1,441	737	77.31	53.54
	2021年9月	2,803	2,195	1,412	782	78.30	56.27
正常債権	2021年3月	93,472					
	2021年9月	93,694					
合計	2021年3月	96,290					
	2021年9月	96,498					

金融再生法上の不良債権の合計は、2,803百万円で対年度末比 (2021年3月末) 14百万円減少、同法による不良債権比率は、2.90% 対年度末比 (2021年3月末) 0.02%減少となりました。

- ※ 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

● まち・ひと・しごと創生総合戦略への対応について

東山口信用金庫は、信用金庫業界のネットワークの活用を図り、亀有信用金庫（本店・東京）が主催する人材紹介イベント「新現役交流会」に参加いたしました。本交流会では、当金庫のお取引先事業者を対象として、人材不足・ノウハウ不足等の理由で事業拡大・組織強化に対する課題の解決につながるために首都圏を中心とした大企業等OB人材（新現役人材）とのマッチング機会を提供しました。

本事業は内閣官房「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」の「大企業OB・OG等と中小企業を結び付ける新現役交流会などの人材マッチング事業」において地域金融機関との連携、ITの利活用等も含め、広域での事業展開を促進する事業に該当しており、山口県内において初めての取組みとなります。

また、山口県と県内3信用金庫との地方創生に関する包括連携協定の連携事業の一環として、山口県の中山間地域に移住し新たに創業・継業をされる事業者を対象とした補助金「やまぐち中山間移住創業助成金」事業を推進しております。

今後も地域金融機関として、信用金庫業界のネットワークの活用や地方自治体などとの連携を進め、諸政策について協働した取組みを行うことにより、地方創生の実現を図り、地域社会の発展に貢献いたします。

「オンラインによる新現役交流会」



■ お問合せ先

地方創生担当部署：東山口信用金庫 融資部 経営相談課
電話 0835-23-2326

● 地域経済活性化に向けた取組み

東山口信用金庫では、お取引先企業との日常的・継続的な取引において経営の課題解決、目標達成のためコンサルティング機能を十分に発揮し経営の悩み等を相談できる体制を整備しております。さらに経営課題解決のために外部機関等との連携により、専門的な課題にも対応できるよう取組みを行っております。また、山口県信用保証協会と山口県内3信用金庫が県内中小企業の課題解決に取り組むことを目的とした「包括連携に関する覚書」を締結し、県内中小企業の円滑な資金供給や経営支援、創業支援や事業承継などの経営に関する全般について、様々な分野で相互に協力し協働した取組みを行うこととしております。